第四条第一号中「実習を含む」の下に「認定職業訓練又は教科の一部を委託して行う」を、「当該実習」の下に「又は教科」を加える。

第八条第一項中「及び認定職業訓練実施付加奨励金」を「、認定職業訓練実施付加奨励金及び訓練施設内保育実施奨励金」に改め、同条に次の一項を加える。

5　訓練施設内保育実施奨励金は、第一号に該当する者に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　認定職業訓練を行う者であって、特定求職者等が小学校就学の始期に達するまでの子を養育しつつ就業することを容易にするための施設として適当と認められる保育施設を運営する事業を自ら行い、又は他者に委託して行うものであること。

二　特定求職者等が養育する小学校就学の始期に達するまでの子について、全ての基本奨励金支給単位期間中の保育を行う事業に要した経費の額（一の基本奨励金支給単位期間について、特定求職者等が養育する小学校就学の始期に達するまでの子一人につき六万六千円を限度とする。）

第十条中「及び通所手当」を「、通所手当及び寄宿手当」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

（寄宿手当）

第十二条の二　寄宿手当は、職業訓練受講手当の支給を受ける特定求職者が、当該支給を受ける給付金支給単位期間において、法第十二条第一項の規定により公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受けるため、同居の配偶者等と別居して寄宿している場合に、当該配偶者等と別居して寄宿していた期間について、支給するものとする。

2　寄宿手当の額は、次の各号に掲げる給付金支給単位期間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第十一条第二項第一号に掲げる給付金支給単位期間　一万七百円

二　第十一条第二項第二号に掲げる給付金支給単位期間　当該給付金支給単位期間における日数を二十八で除して得た割合を一万七百円に乗じて得た額

3　特定求職者が配偶者等と別居して寄宿していない日がある場合の寄宿手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その日数のその給付金支給単位期間の現日数に占める割合を同項の規定による額に乗じて得た額を減じた額とする。

第十三条中「（当該認定職業訓練等が連続受講に係る」の下に「実践訓練又は」を、「当該連続受講に係る基礎訓練及び」の下に「実践訓練又は基礎訓練及び」を、「いずれについても職業訓練受講給付金の支給を受けた」の下に「実践訓練又は」を、「当該実践訓練又は当該基礎訓練及び」を加え、「基礎訓練であって、当該連続受講に係る公共職業訓練が」を「基礎訓練であって、当該連続受講に係る実践訓練又は公共職業訓練が当該実践訓練又は」に改め、「当該公共職業訓練が終了した日前にやむを得ない理由により受講を取りやめた」の下に「実践訓練又は」を、「現に受講している認定職業訓練等が連続受講に係る」の下に「実践訓練又は」を加える。

第十四条第一項及び第十五条第一項中「及び第十二条第一項」を「、第十二条第一項及び第十二条の二第一項」に改める。

第二十九条中「第十一条第一項及び第三項」の下に「、第十二条の二第一項」を加える。

附則第三条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「、第二条第一号ロ中「公共職業能力開発施設の行う職業訓練」とあるのは「附則第三条第一項の規定により認定された認定職業訓練又は公共職業能力開発施設の行う職業訓練」と」を削り、「同条第五号」を「第二条第五号」に、「五十時間以上」と」を「五十時間以上」とし、同号ただし書は、適用せず」に改め、「実習を含む」の下に「認定職業訓練又は教科の一部を委託して行う」を加え、同条第四項中「公共職業安定所長が認定」を「公共職業安定所長が指示」に改め、「第十三条中「」の下に「実践訓練又は」を、「当該連続受講に係る基礎訓練及び」の下に「実践訓練又は基礎訓練及び」を、「いずれについても職業訓練受講給付金の支給を受けた」の下に「実践訓練又は」を、「最初の認定職業訓練又は」と、「」の下に「実践訓練又は」を、「当該実践訓練又は当該基礎訓練及び」を、「当該実践訓練又は当該基礎訓練及び」の下に「当該実践訓練又は当該基礎訓練及び」を加え、「基礎訓練であって、当該連続受講に係る公共職業訓練が」を「基礎訓練であって、当該連続受講に係る実践訓練又は公共職業訓練が当該実践訓練又は」に改め、「当該公共職業訓練が終了した日前にやむを得ない理由により受講を取りやめた」の下に「実践訓練又は」を、「実践訓練」と、「」の下に「実践訓練又は」を加える。

附則第三条の二中「公共職業安定所長が認定」を「公共職業安定所長が指示」に改め、「第十三条中「」の下に「実践訓練又は」を、「当該連続受講に係る基礎訓練及び」の下に「実践訓練又は基礎訓練及び」を、「最初の認定職業訓練等」と、「」の下に「実践訓練又は」を、「当該実践訓練又は当該基礎訓練及び」を加え、「基礎訓練であって、当該連続受講に係る公共職業訓練が」を「基礎訓練であって、当該連続受講に係る実践訓練又は公共職業訓練が当該実践訓練又は」に改め、「当該公共職業訓練が終了した日前にやむを得ない理由により受講を取りやめた」の下に「実践訓練又は」を、「当該短期特別訓練」と、「」の下に「実践訓練又は」を加える。

附則第三条の三第一項中「(1)及び(2)」を「(1)、(2)及び(3)」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（平成二十八年十月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に開始される労働安全衛生法第七十六条第一項の技能講習に係る基礎訓練の特例）

第三条の四　第八条第二項第一号の規定にかかわらず、平成二十八年十月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に開始される労働安全衛生法第七十六条第一項の技能講習（小型移動式クレーン、フォークリフト、車両系建設機械又は玉掛けに係るものに限る。）の修了資格の取得に係る内容を含む基礎訓練（道路交通法第八十五条第一項に規定する大型特殊免許の取得に係る職業訓練を併せて行うものを含む。）であって法第四条第一項の認定を受けたものに係る認定職業訓練実施基本奨励金の額については、次の各号に掲げる基本奨励金支給単位期間の区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額とする。

一　次号に掲げる基本奨励金支給単位期間以外の基本奨励金支給単位期間　当該基礎訓練を受講した特定求職者等（第八条第三項に規定する基本奨励金支給対象期間（同項後段の場合にあっては、当該基礎訓練の全ての基本奨励金支給単位期間。以下この条において同じ。）において、当該基礎訓練を受講した日数（当該基礎訓練の一実施日における訓練の部分の一部のみを受講した日（当該基礎訓練の一実施日における訓練の部分の二分の一以上に相当する部分を受講した日に限る。以下この号において同じ。）がある場合にあっては、当該基礎訓練を受講した日数に当該一部のみを受講した日数に二分の一を乗じて得た日数を加えた日数（一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）。以下この条において同じ。）の当該基本奨励金支給対象期間における当該基礎訓練の実施日数に占める割合が百分の八十以上の者又は当該基礎訓練を受講した日数の当該基本奨励金支給対象期間におけるいずれかの基本奨励金支給単位期間における当該基礎訓練の実施日数に占める割合が百分の八十以上の者に限る。次号において同じ。）一人につき十万円に当該基本奨励金支給対象期間における基本奨励金支給単位期間の数（当該基礎訓練を受講した特定求職者等が当該基礎訓練を受講した日数の当該基本奨励金支給対象期間における当該基礎訓練の実施日数に占める割合が百分の八十未満かつ当該基礎訓練を受講した日数の当該基本奨励金支給対象期間におけるいずれかの基本奨励金支給単位期間における当該基礎訓練の実施日数に占める割合が百分の八十以上の者である場合にあっては、当該特定求職者等が当該基礎訓練を受講した日数の基本奨励金支給単位期間における当該基礎訓練の実施日数に占める割合が百分の八十以上の基本奨励金支給単位期間の数）を乗じて得た額

二　基本奨励金支給単位期間における日数が二十八日未満である基本奨励金支給単位期間　当該基礎訓練を受講した特定求職者等一人につき五千円に当該基本奨励金支給単位期間における当該基礎訓練の実施日数を乗じて得た額（その額が十万円を超える場合にあっては、十万円）

附則第四条中「(ii)において」を「以下」に、「「基礎訓練」とあるのは「当該附則第四条職業訓練」」を「基礎訓練から基礎的技能等並びに実践的な技能及びこれに関する知識を付与するための認定職業訓練（以下「実践訓練」という。）まで又は」とあるのは「当該附則第四条職業訓練から」に、「認定した」を「指示した」に、「同(1)(i)及び(ii)」を「同(1)ただし書、(i)及び(ii)」に改める。